

## 令和9年度ワイヤーメッシュ設置事業の概要について

### 1. 事業内容

- (1) 本事業は、国の交付金を活用して雲南市鳥獣被害対策協議会（構成団体：市・県・市猟友会等）で一括購入した防護柵（ワイヤーメッシュ）を希望団体（営農組織・集落等）に貸与し、農地に設置することで獣被害対策を行う事業です。
- (2) ワイヤーメッシュの設置は、各団体の自力（自費）施工です。
- (3) 貸与するワイヤーメッシュは、各団体で適正な維持管理をお願いします。管理にあたっては、各団体と雲南市鳥獣被害対策協議会とで維持管理委託契約を締結していただきます。契約期間は、ワイヤーメッシュの耐用年数である14年間です。
- (4) 貸与するワイヤーメッシュの規格は次のとおりです。※設計図参照
  - ①ワイヤーメッシュ（鉄材）  
網目15cm×15cm／7.5cm×15cm  
長さ2m・高さ1.2m（直径5mm）
  - ②支柱（鉄材）  
高さ1.5m（直径13mm）
  - ③アンカーピン（直径10mm）くぐり抜け防止地際対策
  - ④結束線（ステンレス）
- (5) ワイヤーメッシュの配布時期は、令和9年9月頃の予定です。
- (6) ワイヤーメッシュは、令和9年12月中に設置を完了してください。

### 2. 事業実施の前提条件

- (1) 事業申請及び設置は、団体（営農組織及び集落等）単位です。
- (2) 1団体当りの設置距離の上限は、1,000m（ワイヤーメッシュ500枚）です。
- (3) 1団体当りの受益農家数は、3戸以上（囲む農地の営農者が3戸以上）が必要です。

- (4) 設置にあたっては、投資効率1.0以上が必要です。  
投資効率の計算方法は、「取りまとめシート」をご覧ください。
- (5) 設置にあたり、「ワイヤーメッシュの1つの囲み」の中に3戸以上の受益農地があることが原則です。  
ただし、地理的にどうしても3戸以上が1つの囲みで囲えない場合（農地が道路や河川で分断されている等の場合）は、1つの囲みの中に1戸（＝飛び地）でも可としますが、1団体当りの受益農家数が3戸以上必要です。
- (6) 本事業と別事業の防護柵（ワイヤーメッシュ、トタン、電気牧柵等）とを組み合わせて設置することは可能ですが、本事業で設置したワイヤーメッシュが特定できるように管理してください。
- (7) 本事業の対象農地は、農作物が作付されている必要があります。水田の保全管理や耕作放棄地など、農作物の作付が行われていない農地は、原則、囲えません。  
ただし、飛び地になるなど、農作物の作付が行われていない農地を除外することがワイヤーメッシュを設置する上で、著しく非効率である場合は囲むことが可能です。
- (8) ワイヤーメッシュで囲んだ農地では、必ず農作物の作付を継続してください。  
万一、対象農地が営農できなくなった場合は、必ず団体内で農作物の作付を継続してください。
- (9) ワイヤーメッシュで囲んだ農地の周りに**捕獲機材**（箱わな等）を設置してください。  
なお、捕獲機材の設置・管理に係る費用は、本事業の対象外です。捕獲機材の設置については、市有害鳥獣駆除班に依頼してください。
- (10) 本事業による効果や課題を把握するため、柵設置後の被害状況等を聞き取る場合がありますので、ご協力をお願いします。
- (11) 申込の際に**令和8年度の被害状況のわかる写真**が必要となります。準備をお願いします。

### 3. 設置団体の選定方法

- (1) 申し込み多数の場合は、ワイヤーメッシュの設置効率、被害状況、箱わな等の管理体制等を総合的に勘案し、設置団体の選定を行います。
- (2) 採択の結果は、令和9年7月頃に文書でお知らせします。